

# 後期高齢者医療制度の 保険料率が決定しました

平成二十年四月から始まる「後期高齢者医療制度」について、加入する被保険者の皆さんの保険料率が決まりました。今回は、その保険料についてご説明します。

## 後期高齢者医療制度とは...

平成20年4月から、現行の老人保健制度に変わり、新しい高齢者医療制度である「後期高齢者医療制度」が始まります。現在、老人保健制度による医療を受けておられる方は、国民健康保険や被用者保険（政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合、船員保険など）から移行し、「後期高齢者医療広域連合」が行う「後期高齢者医療制度」の被保険者となります。

## 京都府内の保険料率

表①

所得割額…基礎控除後の所得の8.32%  
均等割額…45,250円  
保険料の賦課限度額…500,000円

※所得割額＝(総所得金額－基礎控除額(33万円))×8.32%  
※均等割額は、所得要件によっては、7割・5割・2割が軽減されます。

十二月一日に行われた、京都府後期高齢者医療広域連合議会において、京都府後期高齢者医療の保険料率が決まりました。保険料は、京都府内の後期高齢者医療制度に加入する全ての被保険者の方に負担していただくこととなります。

### 保険料の額について

保険料の額は、所得割額（被保険者の所得に応じてかかる金額）と均等割額（被保険者全員に均一にかかる金額）の合計額となり、一人ひとりに賦課されます。京都府における所得割額は、基礎控除後の所得の八・三二割となり、均等割額は四万五千二百五十円です（表①）。

なお、世帯主と世帯内の被保険者の総所得金額などを合わせた金額が一定以下の場合には、均等割額が軽減されます。軽減には、七割軽減と五割軽減、二割軽減があり、要件によって決まります。

### 納付方法について

保険料は原則として年金からの天引きになります（特別徴収）。ただし、年金の年額が十八万円未満の方や、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の二分の一を超える方は天引きの対象になりません。このように特別徴収されない方については、口座振替などの方法により市に納めて

## 年金収入による保険料試算額

単身世帯で年金収入が120万円の場合

所得割額	0円
均等割額 軽減割合	7割軽減
軽減後の 均等割額	13,575円
保険料 総額	13,575円
(月額)	1,131円

単身世帯で年金収入が200万円の場合

所得割額	39,104円
均等割額 軽減割合	2割軽減
軽減後の 均等割額	36,200円
保険料 総額	75,304円
(月額)	6,275円

夫婦2人世帯で年金収入合計が190万円・370万円の場合

年金額	夫の年金額	120万円	300万円
	妻の年金額	70万円	70万円
	年金合計	190万円	370万円
均等割の軽減割合		7割軽減	軽減なし
夫	所得割額	0円	122,304円
	均等割額	13,575円	45,250円
	保険料総額	13,575円	169,080円
妻	所得割額	0円	0円
	均等割額	13,575円	45,250円
	保険料総額	13,575円	45,250円
保険料総額		27,150円	212,804円
(月額)		2,263円	17,734円

いただきます（普通徴収）。

なお、七十五歳以上の方で、被保険者になる日の前日において、社会保険などの被扶養者となっている方は、平成二十年四月から九月までの六ヶ月間は保険料が無料となり、平成二十年十月から平成二十一年三月までの六ヶ月間は、均等割額を九割軽減した保険料を納めていただくこと

になります。

※所得割額については、加入時から二年間は保険料が賦課されない経過措置が講じられます。

お問い合わせ先

市役所国保医療課  
☎〇七七一―六八一〇〇一一  
各支所健康福祉課  
八木 (代)四二―二三〇〇  
日吉 六八一〇〇三二  
美山 六八一〇〇四一